

「安全運転サポート車」の普及啓発に関する
関係省庁副大臣等会議の開催について

平成 29 年 1 月
経済産業省
国土交通省
金融庁
警察庁

1. 交通対策本部（本部長：内閣府特命担当大臣）の下、早急に対策を講じることとされている高齢運転者の交通事故防止対策の一環として、「安全運転サポート車」の普及啓発を行うため、「安全運転サポート車」の普及啓発に関する関係省庁副大臣等会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議は、経済産業副大臣と国土交通副大臣を共同議長とし、次の者を構成員とする。ただし、議長は必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

経済産業副大臣
国土交通副大臣
内閣府副大臣（金融担当）
警察庁交通局長
3. 構成員である副大臣等は、会議の検討結果について交通対策本部長に報告するものとする。（また、会議の検討状況については、関係省庁から高齢運転者交通事故防止対策ワーキングチーム（議長：内閣府政策統括官（共生社会政策担当））に随時報告する。）
4. 会議の庶務は、金融庁及び警察庁の協力を得て、経済産業省及び国土交通省において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。